

令和6年度第3回塩竈市地域公共交通会議 次第

日時 令和6年8月27日（火）13時30分～14時30分

場所 塩竈市魚市場 中央棟2階 大会議室

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 委嘱状交付
4. 議事
 - (1) しおナビバス・NEWしおナビバスの令和6年度実施状況（報告事項）
 - (2) NEWしおナビバスの変更ルート素案について（協議事項）
5. その他
6. 閉会

しおナビバス・NEWしおナビバスの令和6年度実施状況（報告事項）

1. 実施状況

(1) 運賃改定後の利用状況 (人)

利用者数	令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月	計
しおナビバス	21,220	20,826	20,880	21,286	84,212
NEWしおナビバス	6,580	6,483	6,234	6,733	26,030
合計	27,800	27,309	27,114	28,019	110,242
合計前年比	▲5.2%	▲7.5%	▲10.5%	▲5.9%	▲7.6%

運賃改定検討時の想定：利用者数約 14.5%減 (円)

運賃収入	令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月	計
しおナビバス	3,044,138	2,988,098	2,993,268	3,047,723	12,073,227
NEWしおナビバス	917,642	1,166,965	1,048,281	931,349	4,064,237
合計	3,961,780	4,155,063	4,041,549	3,979,072	16,137,464
合計前年比	40.9%	47.4%	39.5%	38.8%	41.6%

運賃改定検討時の想定：運賃収入約 28.3%増

(2) キャッシュレス決済利用状況 ※NEWしおナビバス

令和6年4月1日（月）より白バス便及び青バス便へ導入。

	令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月	計
キャッシュレス決済件数	47	66	55	90	258
利用割合	0.7%	1.0%	0.9%	1.3%	1.0%

(3) 回数券利用状況 ※NEWしおナビバス

令和6年6月3日（月）より白バス便及び青バス便へ導入。

価格設定：22枚綴り 大人用 3,000円、小児・幼児・障がい者割引用 1,600円
回数券購入者対応によるバス遅延等を防ぐため、5月22日（水）より先行販売。

(冊)

回数券販売冊数	令和6年5月 (先行販売)	令和6年6月	令和6年7月	計
大人用	83	125	80	288
小児等用	11	13	16	40

回数券利用 枚数	大人用	小児等用	合計	利用者あたり の割合
6月	1,340	151	1,491	23.9%
7月	1,694	176	1,870	27.8%

NEWしおナビバスの運行ルート素案について（協議事項）

1. 運行ルート見直しの経過

- ・地域の足をなくさないため、バス運行維持に向けた対策が必要。
- ・対策として、バス料金改定・乗客数増加策・広告による収入増加策の3点について検討してきた。
- ・乗客数増加策のひとつとして、利便性向上のための運行ルート見直しも検討。

2. 基本方針（令和5年度第4回塩竈市地域公共交通会議にて確認済）

- （1）利用者に定着している既存路線をベースとし使いやすい経路とする。
- （2）高齢者や免許返納者が安心して日常の移動手段として利用できるものを目指す。

3. 近年の変更実績

平成31年4月	白バス便 東南部・西部コース 塩釜郵便局前停留所・東玉川郵便局前停留所追加
〃	青バス便 南西部コース 西塩釜駅停留所追加
令和2年7月	青バス便 北東部コース 地域包括支援センター前停留所追加

4. ルート見直しの方向性（令和6年度第2回塩竈市地域公共交通会議にて確認済）

- （1）利便性向上のため、スーパーマーケットなどへの乗り入れを検討。
- （2）市の中心部まで概ね15分で行ける「15分交通体系」を維持するため、停留所の廃止や隣接停留所の統合を検討。
 - 【廃止候補となる停留所】
 - ・1日の乗車人数および降車人数が1.5名以下の停留所
 - 【統合候補となる停留所】
 - ・停留所間の距離が概ね500m未満であるもの
- （3）「15分交通体系」維持のため、複数のコースで重複しているルートを見直し、効率的なルートを検討。
 - 【見直し対象となる重複ルート】
 - ・複数のコースが同じバス停を同じ順に回っている区間

5. 変更ルート素案（別紙参照）

（1）乗り入れ候補のスーパー等について

既存ルートから無理なく乗り入れられる道順を検討しました。今後、乗り入れルートや停留所設置場所について各店舗と協議予定です。

※ウジエスーパー塩釜店は、ルート設定が難しいため見送りとしました。

【乗り入れ候補】

- ・サンデー塩釜店
- ・スーパーセンタートライアル塩釜店 ※10月下旬開店予定
- ・みやぎ生協塩釜栄町店
- ・ヤマザワ塩釜中の島店
- ・ヨークベニマル塩釜店
- ・ヨークベニマル塩釜北浜店
- ・ヨークベニマル塩釜舟入店

（2）統廃合候補の停留所について

各停留所について、コース毎に以下の基準で評価し選定を行いました。

【選定基準】

- ・乗降者数の多寡と推移（令和元年度から令和5年度までの実績）
- ・前後の停留所まで徒歩で移動する場合の距離および高低差
- ・NEW しおナビバス他コースとの重複の有無
- ・他のバス停留所および鉄道駅までの距離
- ・観光や福祉等の観点での設置意義

【統合候補】

- ・青バス便「松陽台一丁目」（停留所間の道のり約220mの「松陽台三丁目」と統合、設置位置を調整）

【廃止候補】

- ・白バス便「笠神」
- ・白バス便「仁井町」（東南部コース西部コースともに廃止）
- ・白バス便「小松崎」（廃止ではなく1便目のみ通過）
- ・白バス便「梅ヶ丘」
- ・青バス便「ブライトヒルズ」

（3）重複ルートの見直しについて

重複区間の各停留所について、以下の基準で選定を行いました。

【選定基準】

- ・乗降者数（令和元年度から令和5年度までの実績）が少ないこと
- ・道順の都合や他コースとのバランス

【廃止候補】

- ・青バス便「権現堂」（白バス便西部コースは存続）
- ・青バス便「野田の玉川」（白バス便西部コースは存続）
- ・青バス便「今宮町」（白バス便北部コースは存続）
- ・青バス便「長沢町」（白バス便北部コースは存続）

(4) その他の見直しについて

需要に合った、効率的なルートとするため、一部道順や停留所位置の見直しを行いました。

- ①白バス便東南部コース「塩釜郵便局前」を国道45号線沿い（しおナビバス停留所「塩釜郵便局入口」）へ移設

現在の停留所位置よりもルートを短縮し、効率的に運行できるようにする。

- ②白バス便西部コース「東玉川郵便局前」を「塩釜駅」へ移設

乗車数が降車数より約4倍多い停留所で、塩釜駅からの乗換えが多い。移設により利便性向上を図る。

- ③青バス便北東部コース「松陽台入口」を道路向かい側（しおナビバス停留所「藤倉三丁目」）へ移設

道路から右折でファミリーマート塩釜松陽台店様の敷地内に入り、右折で道路に出るため、危険が多く、時間もかかっている。移設により、安全に効率的に運行できるようにする。

- ④青バス便北東部コース「本塩釜駅」からの道順を変更

ダブルストーン塩釜店様横の道路から国道45号線に出る際に、信号がないため時間がかかることが多い。道順変更により、効率的に運行できるようにする。

6. 今後の予定

令和6年 9月～ 町内会、スーパー等への説明と意見聴収

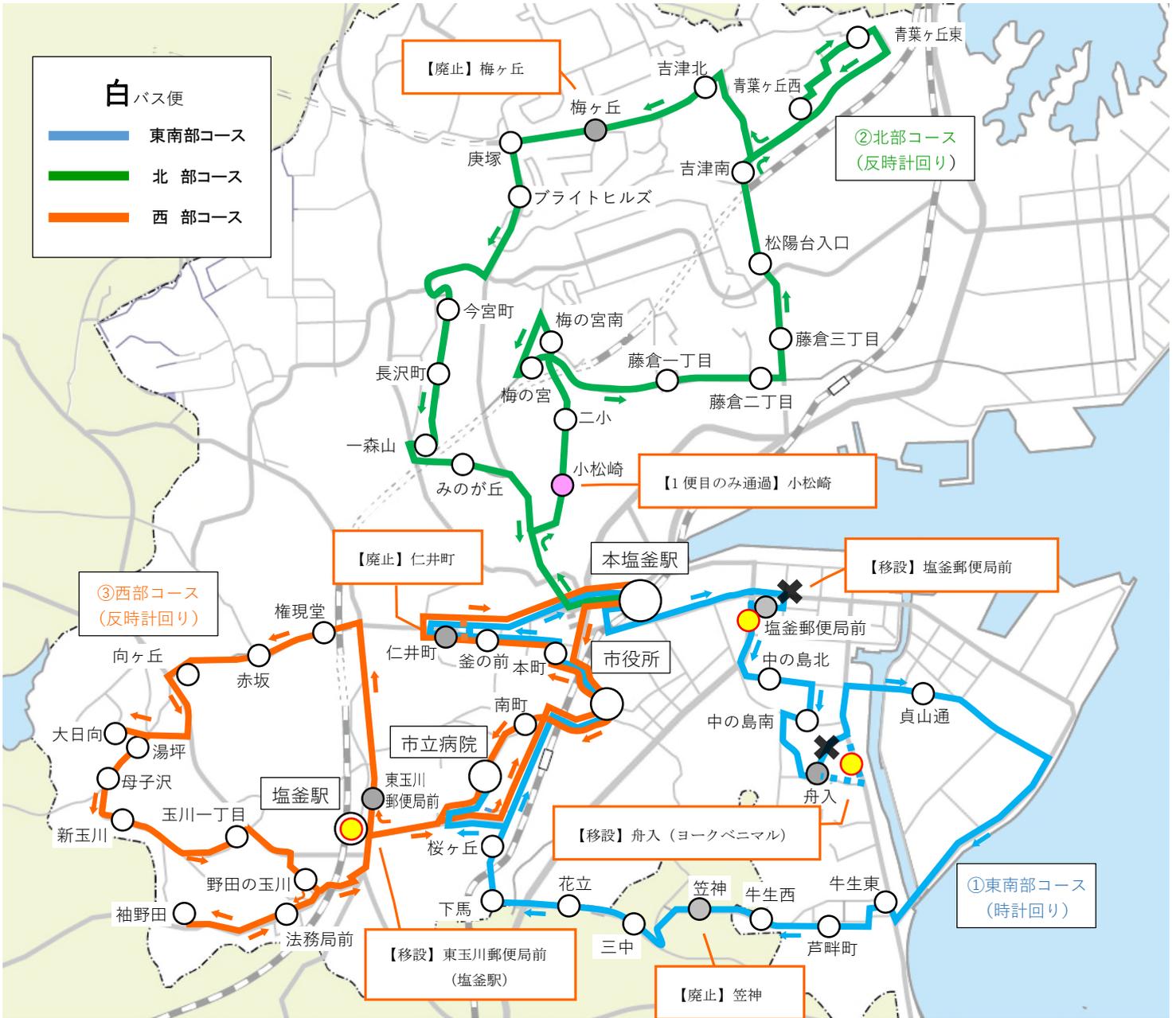
11月～ 第4回塩竈市地域公共交通会議（変更ルートおよび運行事業者の承認）

令和7年 1月～ ルート変更に伴う手続き、変更ルートの周知等

4月 新ルートでの運行開始



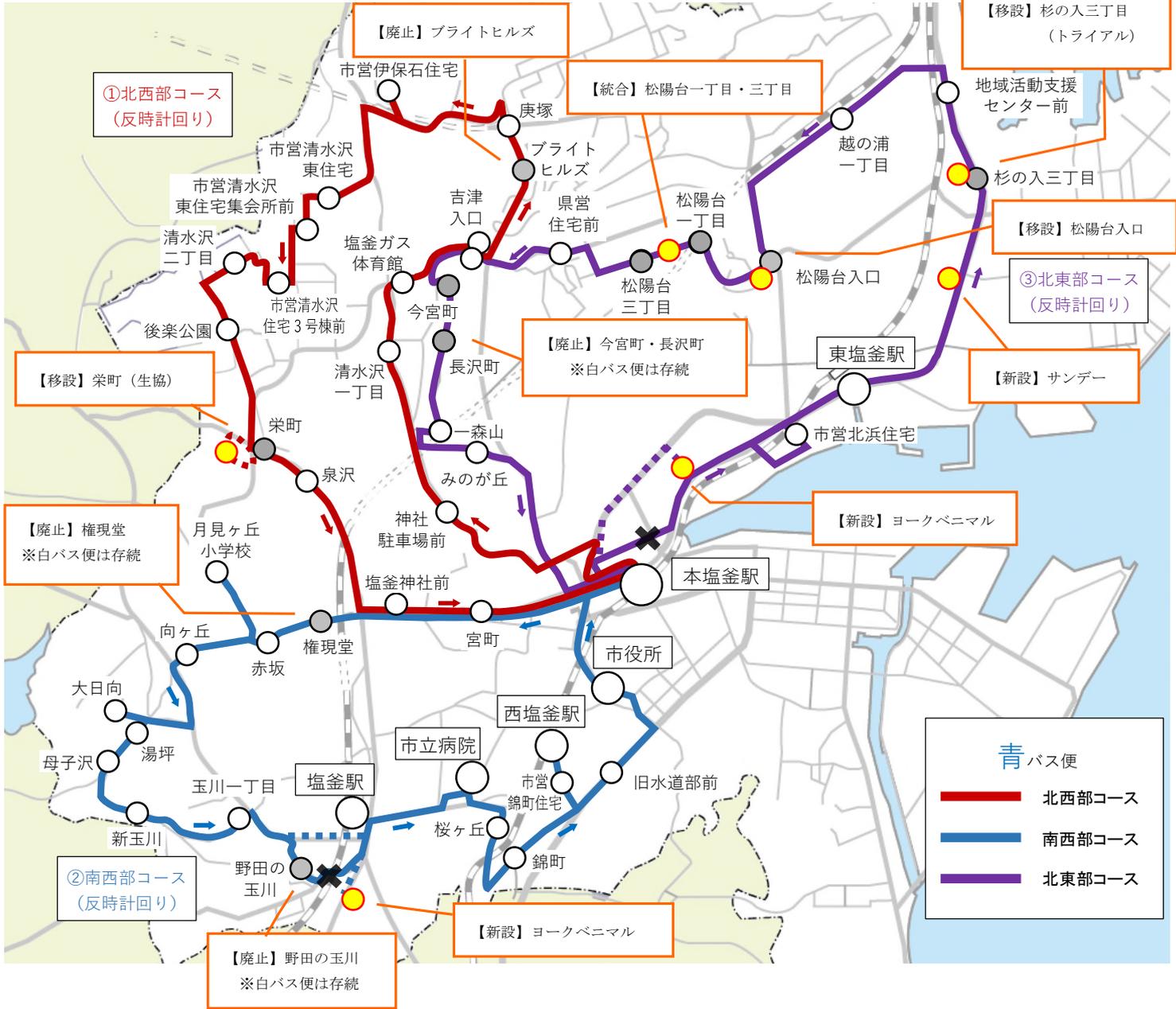
しおナビバス 白バス便



●...新停留所 ●...撤去停留所 ■■■...新ルート



しおナビバス 青バス便



●...新停留所 ●...撤去停留所 ■■■...新ルート

青バス便



: 廃止



: 重複見直しによる廃止



: 移設



: 統合



: 通過

北西部コース 「栄町」をみやぎ生協栄町店敷地内に移設

選定基準 停留所名	5年間の合計利用者数			直近3年間の利用者数推移	前後の停留所までの距離および高低差					代替交通手段の有無	観光または福祉の観点	合計点数	
	同コース内で最も少ない停留所のみ○	同コース内で2番目に少ない停留所のみ○	同コースの廃止候補停留所内で最も多い停留所に×		減少し続けている停留所に○	前後どちらへも徒歩5分以内なら○	前後いずれかへ徒歩5分以内なら○	前後どちらへも平坦または下り坂なら○	前後いずれかへ平坦または下り坂なら○				前後どちらへも徒歩10分以上の停留所に×
吉津入口	×	×	×	○	×	○	×	○	○	×	○	×	5
ブライツヒルズ【廃止】	×	×	○	×	×	○	×	○	○	×	○	○	6
泉沢	○	×	○	×	×	×	×	○	×	×	○	○	5
塩釜神社前	×	○	○	×	×	○	×	○	○	×	○	×	6

南西部コース 「野田の玉川」と「塩釜駅」との間にヨークベニマル塩釜店を新設

選定基準 停留所名	5年間の合計利用者数			直近3年間の利用者数推移	前後の停留所までの距離および高低差					代替交通手段の有無	観光または福祉の観点	合計点数	
	同コース内で最も少ない停留所のみ○	同コース内で2番目に少ない停留所のみ○	同コースの廃止候補停留所内で最も多い停留所に×		減少し続けている停留所に○	前後どちらへも徒歩5分以内なら○	前後いずれかへ徒歩5分以内なら○	前後どちらへも平坦または下り坂なら○	前後いずれかへ平坦または下り坂なら○				前後どちらへも徒歩10分以上の停留所に×
宮町	○	×	○	×	×	×	×	○	○	×	○	×	5
権現堂【廃止】	×	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	9
赤坂	×	×	×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	7
野田の玉川【廃止】	×	×	○	×	×	○	×	○	○	○	○	×	6
桜ヶ丘	×	×	○	○	×	○	×	○	○	×	○	○	7
西塩釜駅	×	×	○	×	×	○	×	○	○	×	○	×	5
市営錦町住宅	×	×	○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	7
旧水道部前	×	×	○	×	×	○	×	○	○	×	×	○	5

北東部コース 「本塩釜駅」と「市営北浜住宅」との間にヨークベニマル塩釜北浜店を新設
「東塩釜駅」と「杉の入三丁目」との間にサンデー塩釜店を新設
「杉の入三丁目」をトライアル敷地内に移設

選定基準 停留所名	5年間の合計利用者数			直近3年間の利用者数推移	前後の停留所までの距離および高低差					代替交通手段の有無	観光または福祉の観点	合計点数	
	同コース内で最も少ない停留所のみ○	同コース内で2番目に少ない停留所のみ○	同コースの廃止候補停留所内で最も多い停留所に×		減少し続けている停留所に○	前後どちらへも徒歩5分以内なら○	前後いずれかへ徒歩5分以内なら○	前後どちらへも平坦または下り坂なら○	前後いずれかへ平坦または下り坂なら○				前後どちらへも徒歩10分以上の停留所に×
市営北浜住宅	×	×	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	4
東塩釜駅	×	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	×	7
杉の入三丁目【移設】	×	×	○	×	×	×	○	○	○	×	○	○	6
地域活動支援センター前	○	×	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	5
越の浦一丁目	×	×	○	○	×	×	○	○	○	×	×	○	6
松陽台入口【移設】	×	×	○	×	×	○	×	○	○	×	○	×	5
松陽台一丁目【統合】	×	×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	8
吉津入口	×	×	×	×	○	○	×	○	○	×	○	×	5
今宮町【廃止】	×	×	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	8
長沢町【廃止】	×	×	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	8

告示第76号

塩竈市地域公共交通会議設置要綱を次のように定める。

平成21年8月19日

塩竈市長 佐藤 昭

塩竈市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、塩竈市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成委員)

第3条 交通会議は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表
- (5) 東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者
- (6) 宮城県企画部長又はその指名する者
- (7) 道路管理者、交通管理者、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置き、第3条第1号に規定する者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 交通会議の議決を要する事項は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 交通会議は、原則として公開とする。

5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、委員その他の関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、総務部政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年8月19日から施行する。

塩竈市地域公共交通会議委員名簿

道路運送法施行規則		塩竈市地域公共交通 会議設置要綱		機関名	委員役職名	委員氏名
9条の3 1項1号	地域公共交通会議を主宰する市 町村長又は都道府県知事その他 の地方公共団体の長	1号	市長又はその指名する者	塩竈市	副市長	千葉 幸太郎
9条の3 1項2号	一般乗合旅客自動車運送事業者 その他の一般旅客自動車運送事 業者及びその組織する団体	2号	一般乗合旅客自動車運送事業者 その他の一般旅客自動車運送事 業者及びその組織する団体の代 表又はその指名する者	(株)ミヤコーバス	執行役員仙台・石 巻地区支配人	長尾 勝吾
				宮城県タクシー協 会塩釜支部	副支部長	熊谷 祐伺
9条の3 1項5号	一般旅客自動車運送事業者の事 業用自動車の運転者が組織する 団体	3号	一般旅客自動車運送事業者の事 業用自動車の運転者が組織する 団体の代表又はその指名する者	宮城県交通運輸 産業労働組合協 議会	特別幹事	川村 英章
9条の3 1項3号	住民又は旅客	4号	市民又は利用者の代表	東部地区町内会 連絡協議会	会長	鈴木 一郎
				西部地区町内会 連絡協議会	副会長	土井 萬平
				南部地区町内会 連絡協議会	佐浦町第一町内 会会長	郷家 総一郎
				北部地区町内会 連絡協議会	副会長	平山 優
				塩釜市老人クラブ 連合会	総務	及川 孝夫
9条の3 1項4号	地方運輸局長	5号	東北運輸局宮城運輸支局長又は その指名する者	東北運輸局宮城 運輸支局	主席運輸企画 専門官	関澤 京子
9条の3 2項2号	学識経験を有する者その他の地 域公共会議の運営上必要と認め られる者	6号	宮城県震災復興・企画部部長又 はその指名する者	宮城県企画部	副参事兼総括課 長補佐	佐々木 浩
9条の3 2項1号イ	道路管理者	7号	道路管理者、交通管理者、学識 経験者その他の交通会議が必要 と認める者	宮城県仙台土木 事務所	総括次長	佐藤 雅之
9条の3 2項1号ロ	都道府県警察			宮城県塩釜警察 署	交通課長	馬場 岩雄
9条の3 2項2号	学識経験を有する者その他の地 域公共会議の運営上必要と認め られる者			塩竈市	総務部長	本多 裕之
				塩竈市	福祉子ども未来 部長	長峯 清文
				塩竈市	産業建設部長	草野 弘一